

14 市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方

〔昭和52年
文化庁文化財保護部〕

目的

市町村立歴史民俗資料館は、各種開発事業の急速な進展と生活様式の変貌に対処して、山村・漁村・離島・平地農村及び町方など広くその地域の特色を示す民俗文化財あるいは地域の歴史の流れを裏づける遺物・文書などの歴史資料の保存活用を図り、郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深めることを目的とする。

設置及び管理

- (1) 市町村（特別区を含む）が設置し、管理は当該市町村教育委員会が行う。
- (2) 職員を常駐させるなど、資料の保存・活用・学習活動などが適切かつ円滑に行われるよう管理体制を確立する。

設置と資料館活動

(1) 用 地

用地は原則として公有地とし、施設の管理運営に適切な場所を選定する。建設予定地の付近に建造物・美術工芸品・民俗文化財・遺跡及び名勝地などの文化財や、公民館・美術館・図書館及び文化会館等の教育文化施設があり、有機的に文化・文化財の学習活動ができることが望ましい。また、公園・緑地・運動場及び公共の広場が近くにあり、住民が気軽に利用できるようなところを選ぶことも必要である。

(2) 施 設

施設は次の二種のうち、いずれかとする。ただし併用してもさしつかえない。

ア. 耐火構造として新設するもの。

イ. 地方的特色を示す民家、または郷土にとって歴史的に重要な建造物などの既存の建物を利用するもの。

部屋取りの参考例をあげると、事務室、研究室、図書室、整理室、製図室、写真室、学習室（以上は適宜併用してもさしつかえない。）及び展示室、収蔵室、くんじょう室、暗室、機械室（空調機械室）、倉庫、便所。

(3) 収蔵品

その地域の特色を示す民俗文化財、地域の歴史の流れを裏づける文書・遺物等の歴史資料、考古資料。

(4) 資料館活動

各市町村立歴史民俗資料館は、国立歴史民俗博物館、都道府県立歴史民俗資料館との連絡協力関係を強めるとともに、相互の連携を密にし、情報資料の交換や次に掲げるような資料館活動を活発

に行うことが望ましい。

- ア. 収集保存活動 実物資料の収集保存, 視聴覚資料の収集保存, 台帳, 調査票の作成。
- イ. 調査研究活動 調査研究, 研究成果の発表, 収蔵品目録・図録の刊行, 調査報告書, 研究紀要の刊行, 映画の製作。
- ウ. 公開展示活動 常設展示の開催, 民俗芸能等の公開, 展示に関する解説目録・図録・案内書等の刊行。
- エ. 学習活動
 - I. 設置の趣旨に基づき, 地域の特性を考慮して以下に掲げる学習活動を継続的に実施することが望ましい。
 - II. 学習活動の内容
 - a. 文化財見学（学習）会の開催
市町村内に所在する遺跡・建造物・美術工芸品・伝統工芸・有形の民俗文化財等を現地に訪ねて実際に見て理解を深める。
 - b. 文化財研修会（研究会）の開催
文化財の概論, 市町村所在の文化財の理解を深めるための研修会・講習会あるいは講演会等の開催で, たとえば文化財に係る読書会, 遺物・美術工芸品・生活用具等の収集整理の実務研修会, 古文書講習会等の開催。
 - c. 物づくり実演（研究）会の開催
焼き物・漆芸・染織等の伝統的工芸技術の研修会, 藍・竹・木製品等生活用具の制作技術の研修会の開催。
 - d. 民俗芸能等の伝習会の開催
神楽・田楽・（予祝行事・田植踊等）・風流（太鼓踊・念仏踊・盆踊等）・人形芝居・歌舞伎芝居等の伝習会の開催。
 - e. 口頭伝承の研修会
伝説・昔話・民謡・ことわざ等の伝習及び研修会。
 - f. 生活文化財の研修会（伝習会・体験学習会）
生業（農業・漁業・山樵・養蚕等の過程を体験し共同作業の意義を習得）, 衣食住生活（在来の服物・郷土食・屋敷構え等）, 年中行事（正月行事・祭礼・盆行事等）等に係わる理解を深め, 体験学習会を開催する。
 - g. その他
芸術文化に関する住民の参加する活動。

III. 学習活動推進のための職員等の配置

上記の学習活動を推進するため専任の職員を置くことが望ましい。

また, 市町村内より広く人材をもとめ, 地元の有識者, 経験者（古老）を指導者（講師）に起用し学習活動を充実させることがのぞましい。